

倉吉市上下水道局告示第8号

令和4年度下水道事業受益者負担金を賦課しようとする本市の区域内にある区域を定めたので、倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年倉吉市条例第12号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり公告する。

令和4年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

## 賦課対象区域

No.	町名	地番	地積
①	上井	550-9	387.27
②	上井	523-13	17.39
③	上井	550-39	167.08
④	上井	550-42	181.82
⑤	上井	550-43	205.61
⑥	上井	550-44	40.42
⑦	福庭町1丁目	235	846.00
⑧	生田	326-1	2,409.00
⑨	小鴨	81-1	240.85
⑩	中河原	484-8	605.28
⑪	中河原	519-1	113.00
⑫	中河原	519-3	238.00
⑬	西倉吉町	164-2	128.81
⑭	丸山町	625	889.00
⑮	中江	53-1	592.00
⑯	中江	52	2,477.00
⑰	大鳥居	1680-1	679.00
⑱	鍛冶町2丁目	2896-11	295.29
⑲	大谷	219-1	303.68
⑳	西福守町	602-7	218.00
㉑	福光	699-26	288.12
㉒	不入岡	815-48	91.00
㉓	不入岡	815-49	202.00
㉔	不入岡	815-50	203.00
㉕	福山	163-2	420.00

賦課告示地籍合計

12,238.62